

踏切における非常ボタン等の設置の推進（あっせん）

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、中国地方の鉄道事業者における非常ボタン等の設置状況等の実情把握を行い、行政苦情救済推進会議（座長：川内^{かわうちつとむ} 菟広島修道 大学法学部教授）に諮った上で、平成 27 年 1 月 8 日、中国運輸局に対し、踏切利用者の安全を確保する観点から、4 輪自動車が通行しない踏切においても必要に応じて非常ボタン等を設置することについて、鉄道事業者を指導すること等をあっせんしました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

A 鉄道事業者の路線の踏切には非常ボタンが設置されていないところが散見される。同路線と並走している B 鉄道事業者の路線の踏切には非常ボタンが設置されているので、踏切利用者の安全確保の観点から、A 鉄道事業者の路線の踏切においても非常ボタンの設置を進めてほしい。

1 非常ボタン等の設置に係る指導状況等

- 踏切道の支障を列車の運転士に知らせる装置である非常ボタン等（※）に関して、鉄道に関する技術上の基準を定める省令において機能については規定されているが、設置については鉄道事業者の判断に委ねられている。
- 国土交通省は、踏切道における踏切利用者と列車との衝突事故が全国で発生したことを契機に、平成 3 年、19 年及び 23 年、各運輸局に対し、非常ボタン等の計画的な設置に努めるよう鉄道事業者を指導することを求める通知を発出している。
- これを受け、中国運輸局は、中国地方に所在する鉄道事業者に対し、文書による指導を行うとともに、踏切事故防止の観点から、関係機関に対し、各県踏切事故防止対策協議会等の場を通じて踏切保安設備の整備等の推進について協力要請を行うなどしている。
※ 非常ボタン等とは、踏切支障報知装置（非常ボタン又は障害物検知装置）のことをいう。

2 当局の調査結果

当局が、中国地方に所在する鉄道事業者（8 事業者）における非常ボタン等の設置方針等について実情把握したところ、次のような状況が認められた。

- A 鉄道事業者では、52 か所の踏切中、非常ボタン等が未設置の踏切が 25 か所あり、そのうち 4 輪自動車が通行しないことを理由に非常ボタン等を設置していない踏切が 13 か所（未設置踏切の 52%）あった。

(注) 残る 12 か所は、見通し距離があること等が未設置の理由である。

一方、他の鉄道事業者の中には、4 輪自動車の通行の有無に関わらず、非常ボタン等を設置する方針としているものがある。

- 実地調査を行った A 鉄道事業者及び C 鉄道事業者では、過去 10 年以上、踏切の改良工事に伴う場合を除いて既存の踏切に非常ボタン等を設置しておらず、今後の設置計画も有していない。

3 非常ボタン等の設置の推進の必要性

非常ボタン等の設置については鉄道事業者の判断に委ねられているところであるが、踏切利用者の安全を確保する観点から、次のとおり設置推進に向けた検討の必要がある。

- 踏切の利用者は自動車のみではなく、歩行者、自転車、車いす利用者、シニアカー等もあり、これらの者が踏切道で立ち往生している場合も列車の運転士に知らせる装置が必要であると考えられる。
- 当局が調査した結果、非常ボタン等が未設置の踏切のうち、列車の運転士からの見通しが必ずしもよくないことから設置が望ましいと考えられる踏切が、A 鉄道事業者で 6 か所、C 鉄道事業者で 1 か所あり、両事業者も検討の必要があることを認めている。

また、行政苦情救済推進会議では、「4 輪自動車が通行しないことを理由に非常ボタン等を設置しないというのは疑問がある。」「設置費用の問題もあるだろうが、安全確保の観点から、長期計画を立てるなどして全ての踏切に非常ボタン等を設置する方向で検討してほしい。」等の意見が示された。

【あっせん内容】

中国運輸局は、踏切利用者の安全を確保する観点から、次の事項について検討する必要がある。

- ① 踏切支障報知装置については、自動車のみならず自動車以外の踏切利用者の安全も考慮し、自動車（4 輪）が通行しない踏切においても、必要に応じて設置することについて鉄道事業者を指導すること
- ② 踏切支障報知装置が設置されていない踏切の状況等を把握した上で、踏切支障報知装置の設置が確実に推進されるよう鉄道事業者を指導するとともに、その推進状況を定期的に把握すること

総務省中国四国管区行政評価局

